

新潟県村上市及び胎内市沖における協議会（第3回）

日時 令和4年6月20日（月）18:00～20:00

場所 新潟県自治会館 講堂

※一部の構成員等はWEB会議形式にて参加

○経済産業省（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく新潟県村上市及び胎内市沖における協議会を開催いたします。

経済産業省風力政策室の石井でございます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、遅い時間にもかかわらず、御対応いただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の会議は一部構成員の方には、オンライン会議アプリを使って、各自の職場や自宅等から本日の会議に参加いただいております、リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。

オンライン会議の開催に当たりまして、主にオンラインで出席される構成員の方に向けて、事務的に3点申し上げます。

1点目です。音声がかぶるなどの問題が発生しますので、御発言いただく方のみ、カメラとマイクをオンにさせていただいて、御発言時以外はカメラを停止状態に、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目です。御発言を御希望の際は、チャット機能を活用して、発言を希望の旨、御入力いただくようお願いします。順次座長から、何々委員御発言お願いしますと御指名いただきますので、マイクをオンにいただき、御発言いただくと幸いです。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

その他、もし何か御不明点などございましたら、何なりとおっしゃってください。

さて、3月24日に開催しました第2回の協議会においては、構成員の皆様からいただきました洋上風力発電設備の設置に伴います様々な御意見・御質問に対して、専門家をはじめとした方々から御説明をいただくとともに、構成員の皆様からは、促進区域に向けた留

意事項や発電事業者に求める事項等についてコメントをいただきました。

本日はこれまでの御議論を踏まえて、協議会としてのとりまとめ案について御議論いただきたいと考えております。

また、第2回協議会、前回でございますけれども、漁業影響調査の手法について実務者会議を設置して検討を行っていく旨を事務局・新潟県から提案いたしました。その後、4月25日に第1回、それから6月6日に第2回の実務者会議を開催し、調査手法の考え方について議論しましたので、この内容についても御報告したいと思います。

それでは、以後の進行は、荒川座長にお願いできればと思います。荒川座長、よろしくお願いたします。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。冒頭に申し上げましたように、今マンチェスターで大きな、世界で一番大きいと言われているグローバル・オフショア・ウインド2022を開催しております。また来週も様々な会議に出席等で皆様に御迷惑をおかけいたしますが、海外から会議に参加させていただきますことをお許してください。

それでは、はじめに、報道関係者の皆様には、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影を御遠慮いただきたいと思います。よろしく御協力ください。

本日は、事務局からも説明がありましており、協議会のとりまとめ案について議論をしたいと考えております。皆様から忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

先ほども申しましたが、私がZOOM等で、リモートで参加しておりますが、万一トラブルがありましたら、副座長の宮下先生に御対応いただくということになっておりますので、どうぞ遠慮なく忌憚のない御意見をお願いしたい思います。宮下先生、トラブルのときは、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります前に、事務局から今回初めて御出席の方々の御紹介と配付資料について御説明をお願いたします。

○経済産業省（事務局）

承知しました。

それでは、今回、初めて協議会に出席される方について御紹介いたします。御紹介した

方におかれましては、一言御挨拶をいただければと思います。

まず、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター所長の榑原様です。

○国土交通省港湾局（事務局）

国土交通省の榑原です。どうぞよろしく願いいたします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官の森田様です。

○農林水産省水産庁

水産庁の森田です。よろしく願いします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、新潟漁業協同組合（北蒲原支所）副支部長の戸根様です。

○新潟漁業協同組合（北蒲原支所）

戸根です。よろしく願いします。

○経済産業省（事務局）

続きまして、石油資源開発株式会社国内事業本部鉱務・管理グループの畔柳様です。

○石油資源開発株式会社

畔柳です。よろしく願いします。

○経済産業省（事務局）

以上となります。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の配付資料について確認いたします。皆様、お手元の資料を御覧いただければと思います。

まず、議事次第のほかに、資料1として、出席者名簿。それから、資料2、配席図。資料3、新潟県村上市及び胎内市沖において実施する漁業影響調査の考え方。資料4、協議

会意見とりまとめ(案)。資料5、促進区域(案)。それから、資料6、発電設備等の設置に制約が生じる範囲。そして、参考資料として、参考資料1、協議会意見とりまとめ後の主な段取り。それから、参考資料2、新潟県村上市及び胎内市沖における協議会の議事要旨の第1回。それから、参考資料3として、議事要旨の第2回をつけております。

もし、お手元に不足の資料等がありましたら、お知らせいただければと思います。

以上でございます。

○東京大学（座長）

御説明ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、実務者会議で議論された、新潟県村上市及び胎内市沖における漁業影響調査の考え方につきまして、事務局・新潟県から資料3に基づき、御説明をお願いいたします。

○新潟県（事務局）

新潟県庁の田中でございます。私から、資料3、新潟県村上市及び胎内市沖において実施する漁業影響調査の考え方につきまして御説明いたします。

まずは、1、本書の位置づけについてですけれども、本書は、新潟県村上市及び胎内市沖の区域において洋上風力発電事業を実施する選定事業者が、洋上風力発電設備の建設及び稼働に伴う漁業影響の調査を行うに当たり、当該区域における調査内容を検討する上で考慮すべき事項を整理したものでございます。選定事業者は、本書に記載した事項を基本的な仕様として十分に考慮した上で、新潟県村上市及び胎内市沖における協議会実務者会議における議論を経まして、具体的な漁業影響調査内容を設計し、決定することとします。

また、選定事業者は漁業影響調査の実施に当たり、同実務者会議を通じて説明・報告を適時行うとともに、そこで出された意見・助言を尊重して取り組むこととします。

次に、漁業影響調査の目的についてです。漁業影響は、下の図にございますが、漁業の操業が制限される影響（直接的影響）と、右下の漁場環境の変化が水産生物の現存量や来遊量を変化させる影響（間接的影響）に大別されます。当該区域における漁業影響調査では、これらの要因が漁業活動や漁場環境に影響を与え、それにより漁獲量等の変動といった結果を生じさせているのかを検証して、必要な措置・対策の要否を判断するための情報を提供することを目的といたします。

次に、3のところ、当該区域周辺における漁業の概況について記載しております。こちら、本日時間の関係から割愛させていただきます。

4つ目として、配慮すべき海生生物や漁法とその特徴で、大きく、底魚類、甲殻類及び貝類、浮魚類、アユ、サケ・マスなどを挙げさせていただいております。

次に、5、漁業影響調査で検証する事項についてです。

まず、(1)影響の有無や程度を評価する指標として3つ挙げさせていただいております。

まず、1つ目は、漁獲量・水揚量で、発電設備の建設または稼働によって魚の獲れる量が減った、増えた点を検証するため、当該区域及び周辺での漁獲量及び漁港の水揚量の推移を把握します。

また、2つ目としましては、漁獲努力量で、従来と比べて操業環境にどのような影響が生じているのかを検証するため、出漁日数や操業時間、航行距離などの推移を把握します。

3点目としましては、単位漁獲努力量当たりの漁獲量で、水産生物の生息量の変化を検証するため、漁獲努力量の影響を取り除いた漁獲量の推移を把握いたします。

(2) 発電事業との因果関係で、(1)の指標に変化が認められる場合に、発電事業による影響要因が及ぶ範囲や水産生物の反応に関する既往知見を踏まえまして、発電事業と漁獲量等の変化の因果関係を推定します。

また、別途行われる環境影響評価の結果なども参考にしつつ、国や県の研究機関などが保有する周辺海域の漁獲量・資源量に関する既存データの推移を監視し、調査結果と比較いたします。

(3) 関連性をより明確化するための取組で、先ほども申しあげました漁業影響の評価に関わる要素とは別に、地域における合意形成・理解醸成の観点から、発電事業との関連性を明確化することが望ましい事項につきましては、漁業者などの意見を踏まえ、附属的な調査として調査計画への反映を検討します。少なくとも以下の事項については、附属調査として着工前、工事期間中、運転開始後に実施することとします。

発電設備の建設及び稼働に伴う鮭生態への影響調査ということで、鮭の母川探索行動への影響調査、そして、鮭稚魚被食状況と鮭来遊数への影響調査を挙げさせていただいております。

次、6、調査方法の検討における留意事項で、(1)前提となる考え方でございますけれども、5で提示されました指標値の変動と発電事業の実施による因果関係を推定するため、客観性を担保した科学的方法に基づく調査計画を設計します。特に、指標値の変動は、

自然変動をはじめとした発電事業以外の要因に起因するものとの区別ができるような調査デザインを検討します。

モニタリング調査を行う場合には、(2)の方法を用いて、以下の手順に沿って影響の評価を行います。

まず、影響域・対照域における評価指標の変動に有意な差が見られるかを確認します。

その上で、その差が発電事業の実施によるものと言えるかを得られたデータから検証して、既往知見などとの適合性も踏まえながら、総合的な観点から因果関係の有無・程度を判断します。

(2) 影響域・対照域を設定したモニタリング調査で、モニタリング調査は、洋上風力発電の建設及び稼働による影響の有無を監視するための調査であり、発電事業実施前と実施後に調査を実施し、これらの結果を比較することによって事業による変化を把握するものでございます。

しかし、海域環境や水産生物の生息量は、自然に変化し得るため、発電事業が実施される海域（影響域）のみで調査を実施した場合、事業実施前後で明らかな変化が見られたとしても、それが発電事業によるものなのか、自然変動によるものなのかを区別することは難しいところがございます。

そのため、発電事業の影響が及ばない海域（対照域）においても、影響域と同様な調査を行い、影響域における事業実施前後の変化と同じ時期の対照域における変化(自然変動)と比較することによって、影響域における開発による影響の有無・大きさを判断することが望ましいとしています。

また、次に、風車などの設備の設置位置から徐々に遠ざかる複数地点で調査を行い、距離に伴う変化を洋上風力建設前後で比較する方法もございます。この方法は、影響の及ぶ範囲を詳しく検討する場合に適して、また、対照域を必要としないため、適切な対照域の設定が難しい場合にも適しておりますけれども、建設前の調査を行うために事前に風車などの設置位置を把握しておく必要がございます。

最後に(3)ですけれども、調査実施期間及び時期で、モニタリング調査は着工前1年、工事期間中、運転開始後3年を目安とした上で、対象魚種の特徴を踏まえ、影響評価に必要な期間を設定します。また、調査結果に基づき、影響の有無・程度の判断を行い、調査期間の延長や追加調査の実施の必要性を検討します。

なお、文献調査など情報などを利用した漁獲量の動向監視については、発電所立地前後の

なるべく長期間にわたって行うことが望ましい。また、調査時期は、対象となる生物の生活史や漁期を考慮して設定します。また、調査対象海域（影響域、対照域）は、漁業者等の意見を踏まえて設定します。

最後に、調査結果の公表についてですけれども、本調査の結果は、国内の洋上風力発電事業と漁業影響に関する実態を検証するための貴重な資料になることを鑑みて、調査データ等の性質を踏まえ公表範囲を精査した上で、公表をいたします。

私からの説明は以上とさせていただきます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。ただいま事務局、新潟県田中課長より御報告いただきました。

内容について、まず実務者会議にも御参加いただきました副座長でもあります宮下先生、補足等の御意見がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

○北海道大学

北海道大学の宮下です。今、田中課長から御説明いただきました考え方ですが、基本的に私も実務者会議の中で皆様と顔を突き合わせていろいろと議論をして、その中でまとめていただいたものと理解しております。

その上で、基本的には、いわゆる設置に対する影響評価しっかりと分けられるということ、ほかの要因と分けられるということと、もし不幸にも例えばそういう影響があったときに迅速にそれに対する対応できるように、そういったことができるようなことが基本的な考え方に入っていると理解しております。

あと、基本的なモニタリング調査は、前後しっかりやることと、当然それをずっと続けることは、いろいろな意味でのコストかかりますから、長期的な影響が出てくるようなものに関しましては、しっかりと続けられるような設計で続けられることをやっていくことが考え方としてあるのではないかと考えております。

補足としては、以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。それでは、ほかに構成員の皆様から、何か御質問等ございましたら挙手等で御連絡をお願いいたします。

○新潟県（事務局）

荒川先生、村上市長が御発言のご意向あります。

○東京大学（座長）

分かりました。村上市長、高橋さん、よろしく願いいたします。

○村上市

荒川先生、遠く離れて御活躍のこと、お体十分気をつけて御活躍なさっていただきたいと思っております。また、実務者会議で調整いただきまして、本当にありがとうございます。宮下先生、また、検査も本当にありがとうございます。非常に丁寧に我々が知りたい部分を、また懸念されているところを細かに詳細に積み上げていただいたと率直に感じております。よろしくどうぞお願いいたします。

それで、お聞きを申し上げたいのは、一番最後のページなんですけれども、前段の説明でよく分かりました。その上で、調査実施期間及び時期で、モニタリング調査は着工前1年、それと工事期間中、運転開始後3年を目安とされていることですが、この着工前1年とその後、着工後、運転開始後3年という、この1年と3年の関係性が特段あるようでしたらお聞かせをいただきたいと思っております。

後段で、漁協の水揚げ記録等の文献情報を利用した漁獲量の動向監視については、立地前後のなるべく長期間にわたって行うことが望ましいとした上で、1年、3年とされた部分、こういう理由なんだということがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

もう一点ですけれども、7の調査結果の公表のところで、公表範囲を精査した上で、この前段調査データ等の性質を踏まえというところは何を、懸念を表明されたのか、もしお聞かせいただけるようでしたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

○新潟県（事務局）

事務局でございます。2点御質問いただきました。まず、1点目の着工前の1年間、運転開始後3年間でございますけれども、まず着工前1年のところで現時点の現状を把握すると、運転開始後3年間は、当然、魚によって年数のサイクルが違いますので、1年ではなくて複数年で見えていく思いで、こちらの3年を記載させていただきました。

ただ、当然ながら、魚種によって、サイクルは異なってきますので、そこにつきましては、特徴を踏まえまして評価に必要な期間を設定いたします。また、漁獲量の動向監視につきましては、なるべく長期間とございますけれども、物理的な調査を行う期間と、また文献調査として量を把握する期間、そこは必ずしも一致する——そこは別のことでございますので、物理的な調査はある意味重点的に経験筋にやりながら、ただ実際に量の変動が起こったかというところにつきましては長くなっていく、そういったところでございます。

また、2点目の、公表範囲の精査でございますけれども、どのエリアでどれくらい獲れたかというところは、ある意味、漁業者の皆様は営業上と申しますか、そういった活動上の機密情報でもございますので、そういったところであれば公表して構わないかどうか、そういったところは皆様とよくすり合わせていただいた上で公表させていただきたいと考えている趣旨でございます。

○村上市

いいですか、事務局。

○新潟県（事務局）

荒川座長、村上市長、続けてよろしいでしょうか。

○東京大学（座長）

すいません、どうぞ、引き続きお願いいたします。

○村上市

すいません、ありがとうございました。大変よく分かりました。

今ほどお話ありましたとおり、魚種によって回遊の状態が違うということになりますと、例えば、今年三面川の放流、稚魚の数が相当少ないわけで、3年、4年後になると漁獲量は多分相当少なくなるだろうなと予測が立つんですけども、実際、3年、4年のサイクルで変化しているものですから、そうしてみますとモニタリング調査の着工前1年間のところも、先ほど魚種によっては期間を変更する可能性があるというお話がありましたので、そのところも御配慮いただくことでお願いをできればと思っております。

荒川先生、ありがとうございました。以上であります。

○東京大学（座長）

御質問、御回答、ありがとうございました。

私冒頭にシステムを説明しないで進んでしまいましたので、改めて質問の仕方を説明させていただきます。

御質問等のある方は挙手をお願いします。オンラインで御参加の方はチャット機能で合図をお願いします。なお、会場で御参加されている方におかれては、挙手いただいた後に事務局からその旨を伝えていただき、それを基に私が指名をいたしますので、その後御発言をお願いします。このやり方で今日の協議会、最後まで行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今の村上市長に続きまして、御説明に対する質問等はございませんでしょうか。会場あるいはリモートの方々ももし御質問等がありましたら挙手、チャット機能をお願いします。

○新潟県（事務局）

荒川座長、日本エネルギー経済研究所様が御発言、御意向があるようです。

○東京大学（座長）

分かりました。日本エネルギー経済研究所様、どうぞよろしくお願いいたします。

○日本エネルギー経済研究所

日本エネルギー経済研究所、工藤でございます。

御説明どうもありがとうございました。とても興味深くこの資料を拝読させていただきましたけれども、1つは、私自身、複数の協議会に参加させていただいている中で、特にこの漁業影響調査について、地元漁業関係の方々とどういう形でモニタリング的なことも含めていろいろ意識共有をしていくのが非常に大事なプロセスだと思っております。

そういう意味では、今回のこの村上市及び胎内市沖の協議会の中でこういったプロセスで理解が進んだといったことを積み重ねていただきつつ、他の今後の協議会活動等にも適宜反映させていけられたらいいのかと非常に強く感じました。

2点目は、特に先ほども市長からお話があったとおり、どの程度の期間モニタリングをしていくのかいうところもあるのですけれども、やはり発電事業との因果関係を明らかに

するのは非常に難しいことだと思っております。そのため、調査研究の知見等をできるだけ新潟県をはじめとして地元で蓄積をしていって、地元の方々との対話的なことも含めて、より事業環境上の影響度合いについての理解度を、この地域もしくは社会的に広めていく努力が恐らく必要という気がします。

協議会で議論しているのは、風力発電事業と地元との共存共栄だと思っております。これは、経済的な価値だけでは多分なく、こういった分野でこの地域で例えばこういった調査研究であるとか、こういったものに関わる人たちが増えてくるということも非常に大事なことだと思います。評価を誰が行うのかというテクニカルなところは当然あるとは思っていますが、長い時間をかけて今後事業を進めていくに当たっては、ぜひ若い年代の人たちも含めて能力の形成を行うことを検討されてもいいという気がいたしました。特に、協議会意見の中では、観光的な要素ということも入っていますが、恐らくそこでは、こういった漁業影響調査の実際のデータとかも重要な情報になってくるという気がしているので、ぜひその辺の視点も踏まえて今後進めていただけたらいいと思いました。

そういう意味では、最後の7ポツの調査結果の公表について、当然のことながら、対外的に示しづらい情報については精査をして、チェック的な話だけではなく、社会的な認知度とか理解度をより広めていく、これは地元が中心ですけれども、そういった視点での公表という考え方も入れてはどうかという気がします。データ公表等だけではなくて、それをしっかりと解説するような公表の仕方は、こういった事業を長期間継続的に行う意味では大事な啓発ポイントになると思うので、ぜひその辺も御留意いただきつつ進めていただければいいとご発表伺って感じた次第です。

以上でございます。

○新潟県（事務局）

荒川座長、事務局が回答してもよろしいでしょうか。

○東京大学（座長）

工藤さんの御質問に対して事務局よりよろしく願いいたします。

○新潟県（事務局）

事務局でございます。御意見ありがとうございます。そういったところを踏まえながら

実際事業実施する際は進めさせていただければと思います。御意見ありがとうございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。それでは、ほかの委員の方々等からの御質問、御意見の表明ありますか。

○新潟県（事務局）

荒川座長、事務局でございます。会場、オンラインともに御意見ないそうです。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。じゃ、今、お二人の方から御意見等が出て議論も行われましたので、それぞれの御意思を反映させていただきながら、漁業影響調査、さらにその先を皆様で考えておいていただきたいと思っております。いずれにしましても、この報告書については皆様の御了解をいただいたという具合に考えております。ありがとうございました。

それでは、本協議会意見のとりまとめに入りたいと思います。事務局から協議会意見とりまとめ案について説明いただいた後、その内容について議論する形としたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

それでは、資料4、協議会意見とりまとめ（案）、それから、資料5、促進区域（案）、それから、資料6、発電設備等の設置に制約が生じる範囲、これら3つの資料を御説明いたします。

まず、資料4を御覧いただければと思います。新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見のとりまとめ案です。

1ポツはじめにですけれども、こちら今年の1月19日に協議会を設置しまして、促進区域の指定、それから、促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行ったものでございます。

2番、協議会の意見でございます。新潟県村上市及び胎内市沖の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業を実施することにより、漁業操業及び船舶

航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標、これは本日の資料5と表しているものですが、そのとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求めています。

その上で、3番の留意事項です。

(1) 全体理念、①です。選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。

②選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。

③協議会の構成員及び選定事業者は、基本的な方針、これは閣議決定されている文書ですが、そこに記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（この中には当然漁業等との共存共栄を含みます。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。

④選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている漁業者の了解を得ること。協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

(2) です。地域や漁業との共存及び漁業影響調査についてです。

①選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。

②選定事業者は、共存共栄の理念の下、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等を行うこと。また、基金を原資とした地域や漁業との協調・共生策の検討・実施に参画するとともに、公募占用計画の作成に当たっては、このとりまとめの4ポツに示しておりますが、洋上風力発電事業を通じた村上市及び胎内市の将来像に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。

③基金への出捐等の規模（総額）については、選定事業者の公募占用計画で示される発

電設備出力の規模に、キロワット当たりの単価250円と公募占用計画の最大認定期間30年を乗じた額、すなわち発電設備出力に250×30で算定される額を目安とする。

④各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項について、選定事業者は協議会構成員と必要な協議をすること。

⑤選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用、これは基金を通じた取組の実施を含みますけれども、これに際しまして、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。

⑥地方自治体以外に基金を設置する場合においては、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。

⑦選定事業者は、本海域における漁場及び周辺河川での鮭漁や増殖事業の実態を踏まえ、漁業との協調・共生策を実施する際には海面及び内水面の両方の関係漁業者と協議を行うこと。

⑧発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、選定事業者は、新潟県村上市及び胎内市沖における協議会実務者会議において検討した、先ほどの資料3に当たりますけれども、その考え方に記載した内容を十分に考慮した上で、実務者会議における議論を経て、具体的な漁業影響調査内容を設計し、決定すること。また、漁業影響調査の実施に当たっては、実務者会議を通じて説明・報告を適時行うとともに、そこで出された意見・助言を尊重して取り組むこと。

⑨選定事業者は、漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責めにより漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置を取ること。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点です。

①選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、埋設等を含めた設置方式についても関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。

②促進区域は海岸から3海里以内とした上で、選定事業者は、促進区域内のおおむね水深20メートル以浅ないしはおおむね水深20メートル以浅の範囲で別途設定する海域には、

洋上風力発電設備等、この中には海底ケーブルは除きますけれども、それを設置しないこと。また、海底ケーブルの設置に当たっては、漁業に支障を及ぼすことがないように、地下埋設を行うなど設置方式に配慮すること。

③岩船港を入出港する船舶の通航路における安全航行を確保するため、選定事業者は、通航路からの離隔距離を考慮するとともに、別紙2、これは本日の資料6に示しております、そこにおいて示されるオレンジ色のエリアには海底ケーブルを除く洋上風力発電設備等を設置しないこと。

④選定事業者は、促進区域内に位置する岩船沖油ガス田プラットフォームの操業に伴うヘリコプターの運航に支障を及ぼすことがないように、別紙2において示す緑色のエリア、これは同じく資料6ですけれども、その緑色のエリアには海底ケーブルを除く洋上風力発電設備等を設置せず、また、プラットフォームと海底パイプラインの撤去作業に支障を及ぼすことがないように、同じく資料6ですけれども、別紙2において示す赤色のエリアには海底ケーブルを含む洋上風力発電設備等を設置しないこと。

それから、⑤です。選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全、管理及びヘリコプターの安全運航に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。

⑥選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。

⑦選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、電波環境に支障を及ぼすことがないように、十分に配慮すること。

⑧選定事業者は、促進区域内には廃坑井が存在することが判明しているため、事業計画の際には、別に定める情報提供の手続きを行い、廃坑井の情報を入手した上で、損傷等の影響を及ぼさない位置に設置すること。

(4) 発電設備等の設置に当たっての留意点です。

①選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、鉱業権者、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うとともに、促進区域の周辺海域において本事業に係る船舶の航行並びに停泊及び停留等が生じる場合には、当該周辺海域の漁業者、船舶運航事業者、海上保安部に対して調整を行うなど適切に対応す

ること。特に、洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工に当たっては、先行利用者である関係漁業者及び鉱業権者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行などと漁業の操業等について適切に調整すること。

②選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置を取ること。

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点です。

①選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、鉱業権者、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

②選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、鉱業権者、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

(6) 環境配慮事項についてです。

①選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。

②選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。

③選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。また、環境影響評価の結果や環境監視、事後調査の状況等については、協議会構成員に適時報告すること。

(7) その他です。

①今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、今御説明しました上記(1)から(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと。

②選定事業者は、本協議会の構成員のみならず、広く地域社会と関係性を構築していくことになる点に鑑み、促進区域の周辺における地域の関係者からの問合せなどに対しても丁寧な対応を行うこと。

最後、4番です。洋上風力発電事業を通じた村上市及び胎内市の将来像という項です。

当該区域に面する村上市と胎内市は、新潟県北部に位置し、日本海に面した海岸線は、水産資源に恵まれた漁場を有している。また、周辺の河川では古くから鮭漁が盛んであり、これが村上地域の「鮭文化」という独自の地域資源を育んでいる。このような村上市・胎内市沿岸の海面漁業と内水面漁業の取組によって、当地域の水産業が形成されている。

地域においては、人口減少や少子高齢化が進み、若い世代の転出に伴う市内産業の人材不足や地域活動の担い手不足が顕在化しており、大きな課題となってきた。一方で、地球温暖化を抑止することを大切な環境課題と捉え、再生可能エネルギーの利用促進を重要なテーマに据えて、地域特性を活かした洋上風力発電事業の誘致に積極的に取り組んでいる。このことによって、この地で暮らす人々と生まれ育つ人々が環境を大切に考えるようになり、ひいてはそれがこの地域におけるシビックプライドの醸成にもつながっていくことを企図している。そして、洋上風力発電事業が現実のものとなれば、産業の振興、雇用確保、魅力ある観光スポットが生まれることなども波及効果として見込まれ、将来を見据えた持続可能なまちづくりに資するものと期待するところである。すなわち、発電事業の実施と並行して、以下に例示するような取組を行っていくことを通じて、将来にわたって当地域を活性化していくこと、及び持続可能な漁業体制を構築していくことが期待される。

1つ目、地域振興策です。

①洋上風力発電に関する地元企業への積極的な情報提供を通じた、地域における新産業の育成や関連する雇用の確保。

②地元を活用したサプライチェーンの構築による、持続性のある地域産業との関係性の構築。

③洋上風力発電事業における地元港湾の積極的な活用を通じた、港湾地域の活性化。

④洋上風力発電事業を契機とした観光振興や環境教育の活性化。

2番、漁業振興策です。

①水産資源管理や漁獲量把握等の情報を漁業関係者と共有・連携することによる漁獲量や水揚量の増加、漁業操業の効率化推進による利益最大化等の漁業経営基盤の強化。

②漁業環境の整備や担い手の育成、地場産水産物の販売力強化や消費拡大を通じた継続的な漁業運営。

③鮭を中心とした孵化増殖事業や鮭漁の見学等の取組の支援・推進及び鮭文化の保全・

発展。

選定事業者は、当地域のこのような課題認識や期待を念頭に置いた上で、本事業によって洋上風力発電と地域・漁業との共存共栄が達成されるよう、発電事業と併せて協調・共生策に取り組んでいく必要がある。

以上でございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。それでは、このとりまとめ案について、構成員の皆様から御意見をちょうだいしたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いします。オンラインで御参加の方はチャット機能で合図をお願いいたします。それでは、いかがでしょうか。

○新潟県（事務局）

荒川座長、村上市長が御発言の御意向があるそうです。

○東京大学（座長）

分かりました。村上市長、どうぞよろしくをお願いします。

○村上市

荒川先生をはじめ、皆様方、協議会意見のとりまとめ案ということで御提示をいただきまして、ありがとうございました。総体的に非常にきめ細かくて、広範囲にわたって我々がイメージして、これまで協議の中でイメージしてきた懸念されるところにつきましても、全て網羅をさせていただいていることで、率直にそういう感想を持たせていただいております。本当にありがとうございました。そこには感謝を申し上げたいと思っております。

冒頭、項目3の留意事項のところの全体理念、先ほど工藤さんからも少しお話ありましたけれども、やはりこれまでも私からは発電事業者と地元、当然これは自治体も含めてでありますけれども、その地域の住民全て含めて事業に取り組んでいる方々も含めてでありますけれども、その信頼関係の上にやはり成り立っていくものだということを申し上げてきました。それぞれの分野、それぞれのジャンルの方々の、いかにして信頼を得るか、これは非常に難しいと思いますけれども、その難しさをどういうふうな形で具体的に信頼関係につなげていこうかということで、意見のとりまとめを踏まえて事業を進めていただく

と、相当なボリュームでそのところはクリアしていくことができると思っております。そのところは冒頭の理念の中で高らかにうたい上げていただいたことに感謝をしたいと思っております。

また、地域の漁業との共存及び漁業影響調査の部分、2ページ以降で設定をされております。この中で先ほど資料3で御説明のありました実務者会議における、しっかりと取り組むべき事項、それがしっかりとなされることによって信頼関係を構築する上で大きな効果をもたらすと思っておりますので、そのところにも感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

それと、環境配慮事項、これ5ページにありますけれども、ここ本当にありがとうございました。これまで我々が経験してきた中でどういうふうな形の取組を進めることで、地域の皆様、また様々な分野のジャンルの皆様と共存共栄を図る、そういったものを具体的に提示できるのかということの日々悩んできたわけでありましてけれども、まさにこの部分だと思っております。このところが、意見のとりまとめの中に記載していただいたことは非常にありがたいと思っております。

最後に、4項目目ですけれども、将来像、まさにこれ胎内の井畑市長もそうだと思うんですけれども、地域の誇り、シビックプライドとしてそこを記述していただいたこと、これがまさに理念を共有する上で一番の根っこだと思います。これを大切にしながら発電事業者、また我々としっかり連携をしていくことができるような形でこれから事業を進めていく、その前段として様々な懸念事項をクリアしていくということだろうと思っております。そうした中で、地域振興策、漁業振興策、それぞれ掲げていただきました。ここには、本市における、村上市における議会からの御意見につきましてもしっかりと反映をさせていただいていることにまず感謝を申し上げたいと思っておりますが、我々これから未来を創り上げていく、この地域を持続可能な形でつなげていくという意味において、この洋上風力発電事業、非常に重要なエネルギー資源だと捉えております。この意見のとりまとめを踏まえて、ここを十分踏まえた上でこれから事業が進んでいけるように我々もそれぞれの立場で取組を進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは十分意見を踏まえて作り上げていただいたということに感謝を申し上げながら、特に村上市としてお願いをしたところ、しっかりと記載をしていただいたことに感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。ただいまの御意見といいたししょうか、この意見表明について何か事務局のほうから御回答等がありますか、よろしいですか。

○経済産業省（事務局）

どうも市長ありがとうございます。皆様からいただきました御意見、特に第2回の協議会、第1回の協議会でもそうでしたけれども、発電事業者がこの地域が何を求めていくのか、理念というものをしっかり示していく必要があるのではないかという御趣旨の御発言をいただいております。今後、これまだまだ続きますけれども、仮に選定事業者が決まった後も協議会は続いていきますので、しっかりその中で信頼関係を構築しながら、そしてこのとりまとめに書いた内容を実施していただきながら、地域との共存共栄を図っていく、これが極めて重要な課題だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○東京大学（座長）

それでは、ほかに御意見等ございますでしょうか。

○新潟県（事務局）

荒川座長、胎内市長が御意見あるそうです。

○東京大学（座長）

胎内市長、井畑さん、よろしくお願いたします。

○胎内市

胎内市長の井畑でございます。まずは、協議会意見とりまとめ案ということでございますけれども、多岐にわたる項目について過不足なくしっかりとまとめていただいたことに感謝をいたす次第でございます。

私はこれまでも申し上げてきたところですが、それを踏まえ、環境に配慮した持続可能な社会構築のために有益で、国内のエネルギー需給という視点からも期待される洋上風力発電事業が私たちの海域で現実のものになろうとしているこの状況を大変喜ばしく感じて

おります。

漁業に携わる方々を含め、地域が一丸となってこの事業の大切さを認識し次世代へ引き継いでいきたいと思うところでございます。

今後は有望な区域から促進区域へと至る歩みが着実に進み、もちろん丁寧な話し合い、確認なども行いながら、一日も早くこの事業が現実のものになっていくことを願う次第でございます。

そこで、大切なことは、地域と発電事業者が互いの信頼関係の構築に努め、滞りなく進捗が図られ、そして末永く事業が営まれることと思っております。

国、県におかれましては、地域振興ということをこれまでどおり大切にさせていただくとともに、透明性が担保された競争性を確保した中で発電事業者にとっても事業推進を図りやすいように必要とされる調整等に御尽力をお願いしたいと思うところでございます。

その点、改めまして、よろしく願い申し上げ、これは村上市長さんとも共通でございますが、これまで御尽力いただいたことに、関係各位全ての方々に感謝を申し上げ、私からの考えについて表明させていただきます。ありがとうございました。

○東京大学（座長）

井畑市長、ありがとうございました。

これに対する御回答はよろしいでしょうか。

○経済産業省（事務局）

井畑市長、どうもありがとうございます。これ、やはり地元の方々との信頼関係構築、これは一朝一夕にできるものではありません。しっかり協議会を通じて、それから事業者の方々も地元回りをしながら日々そういう取組を通じて信頼関係を構築していく、非常に重要だと思っています。我々としても協議会意見がとりまとまったらおしまいでは決してなくて、この後一緒になって伴走していくということが極めて大事だと思っておりますので、ぜひ一緒にこの取組を進められればと思っております。どうもありがとうございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。それでは他の方々からの御意見表明等はございますでしょうか。

○新潟県（事務局）

荒川座長、県漁連様が御発言の御意向があるそうです。

○東京大学（座長）

新潟県漁連の小田さんでいらっしゃいますか、ちょっと遠くて顔確認できなく、申し訳ございません。あ、小田さんですね、どうぞよろしく願いいたします。

○新潟県漁業協同組連合会

県漁連の小田でございます。意見のとりまとめの後のコメントでございますけれども、協議会意見ととりまとめ（3）の留意事項の③並び④について、関係漁業者及び周辺海域を利用する漁協、漁業者、影響を及ぼすおそれがある場合は速やかに丁寧な説明を行うとともにしっかりと適切な対応を図っていただきたいということを強く要望いたします。

そして、私は、最後でございますけれども、この発電事業者と、海面に洋上風力が建つんですから、海面漁業者としっかりと連携をして、共存共栄をしていくことを強くお願い申し上げます。

これまで、当該海域において約50余年にわたって実施されている、「洋上石油・ガス採掘事業」は、石油資源開発株式会社等事業者のたゆまない努力により、地元漁業者とのトラブルも無く、安全操業がなされてきました。

この度の洋上発電事業についても、関係漁業者と発電事業者が連携強化のもと、一日も早い操業がなされますことを希望致します。

以上でございます。

○東京大学（座長）

小田さん、ありがとうございます。それに対する御回答については変ですが、いかがでしょうか、事務局のほうから。

○経済産業省（事務局）

小田会長、どうもありがとうございます。今まさに御指摘いただきましたように、しっかり我々としても選定事業者の取組を監督しながら、そして協議会の中で、皆様で選定事業者の取り組む共生策含めてしっかり見ていく。そして、場合によっては、方向性が違え

ばそこは方向性の軌道修正を図っていく、そういったことを我々としても伴走しながら取り組んでいきたいと思っております。どうぞ引き続きよろしく申し上げます。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○新潟県（事務局）

荒川座長、さけます協会様が御発言の御意向があるそうです。

○東京大学（座長）

さけます協会様、どうぞよろしく申し上げます。

○新潟県さけます増殖協会

新潟県さけます増殖協会の皆川でございます。それぞれこれまでの協議会の中でもお話をさせていただきましたし、また、今ほどとりまとめの中に大体網羅はしてあると思っています。繰り返しになりますけれども、河川での鮭漁業と増殖事業が盛んな地域であるところでありますから、風力発電事業による鮭への影響調査、工事期間中の鮭への影響が出た場合については、事業者適切に対応していただきたいと思っております。とりわけ鮭漁については川でたくさん増殖をしなければ海に鮭が行くことありませんので、海面での鮭が減ったということになれば、我々の増殖が減ったということになりますので、そういった点にも留意していただければと思っています。

また、先般、私ども、全国さけます増殖振興会で、水産庁にも要望してまいりましたけれども、最近全国的に鮭が不漁ということでありまして、水産庁でも赤潮等々の不漁の影響調査を今行っているところでございます。そういったこともこの協議会の中の影響調査と併せて連携をしながら取り組んでいただきたいと思っています。

以上です。

○東京大学（座長）

皆川様、ありがとうございます。簡単な御回答をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

経済産業省でございます。どうもありがとうございます、御指摘いただきまして。まさにこの地域、鮭文化だというそういう御指摘を第1回、第2回の協議会でもいただきました。その点を十分尊重して大事にしながらこの事業を進めていく必要があると思っています。その観点からこの漁業影響調査手法についてもまとめておりますし、それをこのとりまとめの中に一体化して取り込んでやっていくということですので、我々としてもこの点十分に認識しながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。ほかには構成員の皆様からの御意見等はいかがでしょうか。チャット機能を使ってリモートの方々も遠慮なくお話しください。

○新潟県（事務局）

荒川座長、日本エネルギー研究所様が御発言の御意向があるそうです。

○東京大学（座長）

日本エネルギー経済研究所の工藤さんですね。お願いします。

○日本エネルギー経済研究所

座長、ありがとうございます。とりまとめに当たりまして関係各位の御努力に敬意を表したいと思います。

繰り返しになりますが、幾つかの協議会に参加させていただいている中で、特にこの地域の特徴的な要素がふんだんに組み込まれており、関係者の方々もしっかり押さえられているという評価をされていたこともあり、事業に関するしっかりとした意見構成になっていることを改めて感じた次第です。

そういった中で、今回私自身がやはり興味深く拝見したのは(2)の基金のところですが、実はこのところは各協議会の中でもいろいろ議論になるところですがけれども、今回新たに新しいフォーミュラといいますか、キロワット単価と最大認定期間を乗じたものを基金算定の考え方を目安にする、そしてこの目安に関連して、以降の具体的な金額等については協議会で継続的に意見交換しながら調整していきますということが書かれています。

このプロセスが実は大事だと思っております。このフォーミュラの肝は恐らく地元もしくは基金運営に関わる方々から見れば、ある程度金額の目安がしっかり考えられる、事業者の方からしますと稼働率をできるだけ上げようというインセンティブに多分つながります。そういった点を踏まえていることが特徴と感じました。ポイントになるのは多分単価になりますので、この単価にはやはりこの洋上風力、国民負担の部分も当然入ってまいりますし、事業の継続性という観点も当然考えなければいけない、その辺を全て勘案した評価と理解しました。

そういう意味で今の記載内容については基本的に賛成ですが、一点ここで抜けていると思うのは、キロワットでやりますので、例えば何らかの形で設備の稼働ができなくなった場合というのが当然あり得るわけです。俗に、フォースマジュールといわれるような事業者にとって想定外の場合も起こり得るわけで、そういう点は、この④のところに書かれている協議会でいろいろ協議をしますといったことも多分担保されていると理解した次第でございます。

いずれにせよ、先ほど理解の上で事業者と地元の協調理解の上とはまさにこういった情報の透明性が不可欠だと思っております、そういう意味でいろいろな考え方、それぞれの背景をしっかり継続的に見ていくことを念頭に置いてこの(2)の③④の考え方に賛成でございます。

それから、細かいことで誠に恐縮なのですが、環境影響評価、配慮事項のところについて、(6)の①に地域住民に対して丁寧に説明をすること、そして、その他のところには、促進区域の周辺における地域の関係者等に対応してくださいと、周辺住民っていう表現が少し曖昧かという気がいたしました。当然のことながら協議会でこういったようなところにいろいろ対応しましょうということをやればよいと思うんですが、この文書上は、促進区域周辺の住民という意味なのかと私は理解をしたのですが、地域住民だと対象範囲が多分広がってしまって、事業者の方も悩まれてしまうという気がしますので、表現について留意されてはと思います。

そういった意味で、もう一点、先ほど議論をした調査結果、環境影響評価の調査結果を公表していくことが明文化されております。ここのところは、事業者へということよりも、この協議会としてはこういうことを公表していきますということのある程度合意されたのであるならばそういった部分も少し加えても良いのではと感じた次第です。

私からは、以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。事務局のほうからいかがでしょうか。

○経済産業省（事務局）

どうもありがとうございます。まず、最後に御指摘いただいた調査結果の公表についてでございますけれども、この協議会意見とりまとめと一体不可分文書として先ほどの調査の手法の文書が位置づけられておりますので、当然とりまとめの中に公表についても概念として入っていると捉えていただければ幸いです。

あと、地域住民の方々の範囲についてもまさに御指摘のとおりで、ここ協議会の中でいろいろな、どの地域の方々にはしっかり御説明したほうがいい、それから情報共有していったほうがいいという御議論もあろうかと思えます。その点を踏まえて選定事業者の方々には対応いただくことだと思っております。

それから、共生基金についてでございます。こちらについては、事業者の方のみならず、やはり御地元、地域の方々にとっても予見可能性が大事だと思っております、そのような観点からこのようなフォーミュラにさせていただいております。ただ、実際それをどのように使っていくか、どのように配分していくか、この点については、今後、選定事業者が決まった後の協議会ですとか、場合によってはその下の実務者会議の中で、ここは公平性、透明性、公正性をちゃんと担保しながら議論し、決めていくということだと思っております。

どうもありがとうございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○新潟県（事務局）

事務局でございます。荒川座長、特に挙手等オンライン含め、発言の御希望はないようです。

○東京大学（座長）

それでは、私が構成員の一人としてちょっと感想とでもいいでしょうか、意見を述べさせていただきます。

今、工藤さんからも様々な地域の方々の考え方をしっかりと反映するようにとお話がありました。また基本的な文書にシビックプライドという言葉もあります。まず、選定事業者として事業者が一番もちろん関係が深いところであり、皆様苦勞して、ここまでまとめてこられたと本当に感謝申し上げます。

さらに、やはりそれ以外にも様々な関係者がいらっしゃる、地域の関係者が大勢いらっしゃるということで、今後このような議論するときに上手に皆様の意見を反映しながら将来像を描いていただきたい。その根本的な文書は今回の案にしっかり含まれていると思いますので、皆様のいろいろな将来、地域の将来を考えた、地域の振興を考えた将来像をつくっていただきたいと思っているのが1つ目でございます。

また、2つ目としましては、先週私が偶然にもスコットランド、アバディーンにある浮体式洋上風車を実際運転しているのを見てまいりました。また、その後にベルゲン、ノルウェーですが、世界最大の浮体式などである11台の風車をつぶさに見てきております。そういう将来の洋上風力の発展を見ておりますと、資料6で、発電設備等の設置に制約が生じる範囲ということで、様々な具体的な案が出ております。これも皆様、関係者が認められて今日の文書に至っていると思いますので、基本的にはそういう形で進めていただきたいと思っております。

一方、私が見てきておりました浮体式洋上風車というのは、オイルアンドガスという会社が今浮体式洋上風力に先行して、一番リーダーとして活躍しております。今回も制約という意味で、石油等の開発会社がやむを得ない事情でこのような形で制約を設けざるを得ないという苦しい状況かと思えます。やがてそういうこの地域も今、除外地域も出てきてしまいましたけれども、それを含めて、石油開発会社がまた新しい形で洋上風力の再生可能エネルギーに入ってくると思えますので、将来はそういう制約もなくなる、あるいはもっともっと広く発展するであろうということを期待しているというのが個人的な構成員の一人としての意見表明でございます。あくまでも個人の委員としての意見表明でございます。差し支えなければ、事務局から簡単に御回答いただけますでしょうか。

○経済産業省（事務局）

荒川座長、どうもありがとうございます。私どももですね、今、座長から御指摘いただ

いたように、海外の事例も見ながら、日本の事例、まさに日本のこの地域の洋上風力についても各地域の特徴を踏まえて共存共栄というものを視野に、どう実現していくかということをお我々としても常に考えながら取組を進めているところです。

座長が御指摘いただいた点も踏まえながら今後この地域の発展、それから事業者もさらに国際競争力がつけられるようにという観点から、産業政策的側面も入れながら、我々としては取り組んでまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

さて、他には御意見等はありませんですね。先ほど、他にはありませんということで私が意見を述べさせていただきました。

それでは、貴重な御意見をたまわり、誠にありがとうございました。

修正意見はないと判断いたしましたので、事務局が作成しましたとりまとめ案につきまして、特に修正が必要な個所は特段ありませんでしたので、事務局案をもって本協議会の意見とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 拍 手 ）

○東京大学（座長）

ありがとうございます。では、この原案を採用させていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、このとりまとめにつきましては、今話したような形で進めさせていただきたいと思っております。このほかに追加としまして何か御意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○新潟県（事務局）

荒川座長、県漁連様から御意見があるそうです。

○東京大学（座長）

では、県漁連の小田様、どうぞよろしくお願ひいたします。

○新潟県漁業協同組連合会

新潟県漁連の小田でございます。意見表明を読みます。

協議会の意見がおおむね整理されたことを受けまして、私から1点申し上げたいことがございます。

我々新潟県漁連は、海面14漁協によって構成される連合体組織として、当区域の直接の利害関係者である新潟漁協及びその岩船港支所、北蒲原支所の漁業者並びに影響が懸念される周辺海域の漁協・漁業者の意見が反映されるよう、意見表明に向けた必要な調整を行うことを目的に、これまで協議会に参加してまいりました。

つきましては、本日、協議会の意見がまとまり、海面漁業者として意見がしっかり反映されたものと考え、本連合会として当初の目的が果たされたと認識しております。

そのため、新潟県漁連としては、協議会構成員としての出席は今回を最後にしたいと考えておりますことを表明いたします。

最後に、これからも選定事業者と漁業者のしっかりとした連携をしながら、共存共栄してまいることをお願い申し上げますと、厚く御礼申し上げまして、このたび退会させていただきます。ありがとうございました。

○東京大学（座長）

今、新潟県漁連会長小田様から御意見たまわりました。それにつきまして、新潟漁協、岩船港支所、北蒲原支所としてはいかがでしょうか。

○新潟県（事務局）

荒川座長、新潟漁協様が御意見あるそうです。

○東京大学（座長）

新潟漁協様、お願いします。

○新潟漁業協同組合

新潟漁業協同組合の土屋です。岩船港支所並びに北蒲原支所を含めまして、意見を述べさせていただきたいと思います。今ほど、新潟県漁連の小田会長から構成員を脱退したいという話がありました。新潟漁業協同組合としては引き続き構成員ということで

残っていただけるかという思いはありますけれども、県漁連の意向というものも尊重していきたいと思っております。ただ引き続き漁協を指導する立場としまして、この件につきましても御指導等お願いできればと思います。

私のほうからは以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。それでは、内容は承知しましたが、今の新潟県漁連並びに新潟漁協からの御意見を踏まえて、事務局としてはいかがでしょうか。

○経済産業省（事務局）

事務局でございます。小田会長、どうもありがとうございました。今、お話をいただきましたように、新潟県漁連はこの区域の直接の利害関係者という形ではなくて、各漁協の意見調整を支援していくために、まさに再エネ海域利用法第9条で規定されます「経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事が必要と認める者」として協議会に参加いただいていたと理解しております。したがって、念のためのこれは確認になりますけれども、直接の利害関係者になります、新潟漁協様、それから、岩船港支所様、北蒲原支所様は引き続き協議会に参加いただくという理解ですけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、今回、新潟県漁連様からいただいた御意見を尊重して、今後の協議会の開催の際に、協議会運営規程の改正など所定の手続を行うべく、進めていきたいと考えております。

なお、今後の段取りについても簡単に御紹介をさせていただければと思います。お手元の参考資料1を御覧いただければと思いますけれども、参考資料1が協議会意見とりまとめ後、まさにとりまとめられましたけれども、その後の主な段取りを示したものでございます。本日、協議会意見とりまとめ、1番、なされました。今後、促進区域案の公告・縦覧がなされます。さらにそれを経まして、経済産業大臣・国土交通大臣による促進区域への指定。そして発電事業者の公募要領に当たりますけれども、公募占用指針案の策定、それからパブリックコメント。公募占用指針の公示。ここで発電事業者の公募が開始されます。その後、協議会構成員による事業者への説明会。そして、公募占用計画の審査・評価。そして、発電事業者が選定をされて公募結果が公表されます。そして、構成員に新たに選定事業者を追加した形でまた協議会が再度スタートしていくという流れになります。

このような流れに沿って進めていくこととなりますけれども、具体的な日程については、今御説明した段取りを参考に調整をしていくこととなりますので、御参考ということで御認識いただければと思います。

事務局からは以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。それでは、今の新潟県漁連の御意見を踏まえ、事務局におかれましては必要な対応を検討いただければと思います。

以上をもちまして、本日の協議会を閉じたいと思います。本日、とりまとめの方向が見えたので、事務局、国におかれましては、促進区域の指定に必要な手続に着手いただければと思います。

また、本協議会に関しまして、今後、再エネ海域利用法に基づくプロセスの進展に伴い、必要に応じて開催のお願いをさせていただくことになろうかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

どうも、遠くのほうからなものですから、皆様のリアルな感じの対応ができなくて、御迷惑をおかけいたしました。事務局のほうに再確認ですが、この進行で特に今現在問題ありませんでしょうか。

○新潟県（事務局）

先生、どうもありがとうございます。問題ございません。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、本日は御多忙のところ、御熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。これでこの協議会閉じさせていただきます。ありがとうございます。

— 了 —